

# あんしんセキュリティ(スタンダードプラン)ご利用規約

株式会社 NTT ドコモ(以下「ドコモ」といいます。)がお客さまに提供するあんしんセキュリティサービス(スタンダードプラン)(以下「本サービス」といいます。)は、この「あんしんセキュリティ(スタンダードプラン)ご利用規約」(以下「本規約」といいます。)に従って提供されます。ドコモが別に認める場合を除き、お客さまが本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

## 第1条(契約の成立)

- (1) お客さまが、本サービス専用アプリとしてドコモが別途指定する、ドコモ、McAfee LLC.(以下「McAfee 社」といいます。)、トビラシステムズ株式会社(以下「トビラシステムズ」といいます。)、F-Secure Inc. (以下「F-Secure Inc.」)といいます。)又はその関連会社(以下総称して「提供元会社」といいます。)が提供するアプリ(以下「本アプリ」といいます。)を起動し、画面上に表示される本規約に同意する旨のボタンを押下した時点をもって、本規約に基づきドコモとお客さまとの間に本サービスの利用にかかる契約(以下「本契約」といいます。)が成立し、その効力を発生するものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまが、前項の規定に基づく本契約の成立前に、第2条第4項に定める本有料契約を締結された場合、本有料契約の効力発生時点において、同時に本契約も成立し、その効力を発生するものとします。但し、この場合においても、第2条第1項に定める迷惑メールおまかせブロックを除き、お客さまは、本アプリを起動し、画面上に表示される本規約に同意する旨のボタンを押下のうえ、各機能の初期設定を完了するまでは、本サービスをご利用いただくことはできません。
- (3) お客さまが 未成年者又は本契約もしくは本有料契約の締結にその保佐人もしくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人もしくは被補助人である場合は、本契約又は本有料契約の申込みについて、それぞれ法定代理人(親権者もしくは未成年後見人又は保佐人もしくは補助人)の事前の同意を得るものとします。

## 第2条(本サービスの概要)

- (1) お客さまは、本サービスをご利用いただくことにより、本アプリがインストールされた、ドコモが別に定める対応端末(以下「本サービス対応端末」といいます。)において次の各号に定める機能(以下①乃至⑨の機能を合わせて「セキュリティ機能」といいます。)をご利用いただくことができます。但し、各セキュリティ機能の利用には、各セキュリティ機能に対応する OS のバージョンが必要です。なお、次の各号に定める機能のうち②及び⑥を除く機能については、ドコモが運営するサーバの外、提供元会社が運営するサーバ(以下「提供元会社サーバ」といいます。)を用いて提供されます。また、iOS 搭載端末をご利用の場合は、セキュリティ機能のうち①及び③の機能をご利用いただくことができず、AndroidOS 搭載端末をご利用の場合は、セキュリティ機能のうち②の機能をご利用いただけません。ドコモが適当と判断する方法によりお客さまに事前に通知又は周知することにより、本サービス対応端末及び対応する OS のバージョンを変更することができるものとします。

### ① セキュリティスキャン

- ・ アプリのインストール時等に McAfee 社が提供するウイルス定義ファイルを用いたウイルス(マルウェア)チェックを実施し、また本サービス対応端末にインストールされたアプリの情報を McAfee 社サーバへ送信し照会することによるウイルス(マルウェア)チェックを実施し、当該ウイルス(マルウェア)チェック実施時にウイルス(マルウェア)を検出した場合に警告する機能

### ② OS チェック

- ・本サービス対応端末のOSのバージョンが最新版かどうかを判定する機能

### ③ アプリチェック

- ・本サービス対応端末にインストールされたアプリの情報を McAfee 社サーバへ送信し照会することでチェックを行い、お客さまの個人データ(氏名、住所、メールアドレス、電話番号、位置情報等のドコモが定めるデータを指し、以下同様とします)を取得する機能が搭載されているアプリ一覧を作成、表示する機能

### ④ 危険サイト対策

- ・本サービス対応端末からウェブサイトへアクセスする際に、フィッシングサイトやウイルス配布サイトなどの危険なサイトに該当するかどうかチェックを行い、McAfee 社の定める基準により安全でないとして判定した場合に、当該アクセスについて警告又はブロックする機能

### ⑤ 危険 Wi-Fi 対策

- ・通信内容が監視されている場合等、McAfee 社の定める基準により安全でないとして検知した Wi-Fi ネットワークに接続した場合に警告する機能

### ⑥ 迷惑メールおまかせブロック(この⑥の機能については、本アプリがインストールされていない本サービス対応端末からもご利用可能です。)

- ・ドコモが sp モードご利用規則及び sp モードご利用細則に基づき提供する「ドコモメール」並びにドコモメール持ち運び利用規約及びドコモメールオプション利用規約に基づき提供する「sp モードメール」(以下総称して「ドコモメール等」といいます。)について、sp モードセンターにて送受信される当該ドコモメール等の件名、本文、ヘッダ情報等を自動的にチェックすることで迷惑メール判定を行う機能
- ・迷惑メールと判定されたドコモメール等(以下「迷惑メール」といいます。)を専用フォルダ(以下「迷惑メールフォルダ」といいます。)に振り分ける機能
- ・ドコモが sp モードご利用細則並びにドコモメール持ち運び利用規約及びドコモメールオプション利用規約に基づき提供する「ドコモ電話帳サービス」にてお客さまがドコモのサーバにアップロードした電話帳データ(以下、総称して「クラウド電話帳データ」といいます。)を利用して、クラウド電話帳データとして登録されているメールアドレス(以下「特定メールアドレス」といいます。)から送信されたドコモメール等のみを受信する機能
- ・迷惑メールと判定されたドコモメール等のうち、特定メールアドレスから送信されたドコモメール等について、当該迷惑メール判定を解除し迷惑メールフォルダに振り分けない機能

### ⑦ 迷惑電話対策

- ・トビラシステムズの提供するデータベースに基づき、着信時の電話番号又はお客さまにより入力された電話番号が迷惑電話の蓋然性の高い電話番号であるかの判定結果を提供する機能(なお、迷惑電話の蓋然性が高くない店舗や企業等の電話番号と判定した場合、電話番号が該当する店舗名を表示する場合があります。)

### ⑧ ダークウェブモニタリング

- ・お客さまが本号に定める機能によるモニタリングの対象となる情報として本アプリ上に登録した情報(ご登録後にお客さまが本アプリ上の操作説明に従い当該情報を変更した場合には変更後の情報を指し、以下「ダークウェブモニタリング対象情報」といいます。)について、インターネット(一般的な検索エンジン等でアクセスできないウェブページやウェブサイトであって、物品や情報(個人情報等)の違法な売買等がなされる場となることが想定される「ダークウェブ」と称されるものを含み、以下同じとします。)において流出していないかを F-Secure Inc. の定める方法によりモニタリングすることができる機能(以下「モニタリング機能」といいます。)
- ・モニタリング機能に基づき、ダークウェブモニタリング対象情報がインターネットにおいて流出していることを検知した場合に、本アプリ上でその旨の通知(対処方法等のご案内を含みます。)を受けられること

る機能(以下「通知機能」といいます。)

#### ⑨ 迷惑SMS対策

- ・ d アカウント設定(第 3 条に定めます)がなされている本サービス対応端末に送信された SMS(契約約款(本条(3)に定めます)に定める、制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送を行うショートメッセージサービスをいい、以下同じとします。)のうち、AndroidOS 搭載端末の場合は+メッセージアプリで受信したSMS、iOS を搭載する端末の場合はメッセージアプリで受信した SMS について、フィッシング詐欺等ドコモが別に定めるお客さまに害を及ぼすおそれのある SMS(以下「迷惑 SMS」といいます。)であるかを判定し、迷惑 SMS であると判定した場合、AndroidOS 搭載端末の場合は+メッセージアプリの、iOS を搭載する端末の場合はメッセージアプリの迷惑メッセージフォルダに当該迷惑 SMS を振り分ける機能(以下「SMS フィルタリング機能」といいます。)

(2) お客さまは、第 13 条乃至第 24 条に定める本有料契約に自動付帯される不正 SMS 補償保険契約(東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動社」といいます。))を引受会社、ドコモを保険契約者、お客さまを被保険者とする損害保険契約であって、不正 SMS によって生じた通信費にかかる損害を補償するために締結するもの)に基づく損害保険、端末セキュリティ事故補償保険契約(東京海上日動社を引受会社、ドコモを保険契約者、お客さまを被保険者とする損害保険契約であって、サイバー攻撃によって生じた本サービス対応端末の故障等の損害を補償するために締結するもの。)に基づく損害保険及びスマホ不正決済補償保険契約(東京海上日動社を引受保険会社、ドコモを保険契約者、お客さまを被保険者とする損害保険契約であって、不正決済によって生じた損害を補償するために締結するもの)に基づく損害保険(以下総称して「付帯保険」といいます。)をご利用いただけます。

(3) 本サービスは、次に定めるお客さまに限りご利用いただくことができます。

- ・ドコモと FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款又は 5G サービス契約約款(以下総称して「契約約款」といいます。)に基づく回線契約(ドコモが別に定める提供条件書「料金プラン(home 5G)」に規定する home 5G プランを選択している場合を除きます。以下「FOMA/Xi/5G 契約」といいます。)を締結しているお客さま(以下「ドコモ回線契約者」といいます。)のうち、ドコモが別に定める「d アカウント規約」(以下「d アカウント規約」といいます。)に基づきドコモが発行したドコモ回線 d アカウント又はドコモが別に定める「ビジネス d アカウント規約」(以下「ビジネス d アカウント規約」といいます。)に基づきドコモが発行したドコモ回線ビジネス d アカウント(以下総称して「d アカウント等」といいます。)の ID 及びパスワードをお持ちのお客さま(ドコモが別に定める手続きを行った場合に限りです。)(但し、ドコモが別に定めるアプリケーション「docomo Application Manager」がインストールされている本サービス対応端末を利用する場合、本サービスのうちセキュリティスキャン機能は d アカウント等を要せずご利用いただくことができます。)

なお、本サービス対応端末に挿入されているドコモ UIM カード又は本サービスをご利用される d アカウント等にかかる FOMA/Xi/5G 契約が終了、又は利用中断した場合、その他ドコモが指定する事由が生じた場合、当該事由が継続している間は本サービスをご利用いただくことはできません(ドコモが別に定める場合を除きます)。また、ドコモメールについてドコモメール持ち運び利用規約に基づき利用停止がなされている間は迷惑メールおまかせブロックをご利用いただくことはできません。

(4) お客さまは、OS チェック、危険サイト対策、アプリチェック、危険 Wi-Fi 対策、迷惑メールおまかせブロック、迷惑電話対策、ダークウェブモニタリング、迷惑 SMS 対策(以下、総称して「有料機能」といいます。)をご利用いただくためには、本契約の他に、別途ドコモに対して有料機能の利用に関するお申込みをしていただく必要があります。お客さまから、ドコモが別に定める方法により有料機能の利用に関する申込みがあり、ドコモが当該申込みを承諾した時点で、有料機能の利用に関する契約(以下「本有料契約」といいます。)が成立し、その効力を発生するものとし、その契約条件は本規約に定めるとおりとします。なお、本有料契約は、本条第 3 項に該当するお客さまに限ってお申込みいただくことができますが、ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合、本有料

契約のお申込みを承諾しない場合があります。有料機能は、本有料契約を締結されているお客さま(以下「有料契約者」といいます。)のみがご利用いただけます。

- ① ドコモ回線契約者によるお申込みであり、かつ、FOMA/Xi/5G 契約について、利用停止中、利用休止中、電話番号保管中など、ドコモが別に定める状態にある場合
- ② ドコモにより、本サービスの利用を停止され、又は本有料契約を解約されたことがあるお客さまによるお申込である場合
- ③ 本有料契約のお申込内容に不足、不備もしくは虚偽の内容が含まれる場合、又はそれらのおそれがある場合
- ④ 過去に本規約、d アカウント規約又はビジネス d アカウント規約(以下総称して「本規約等」といいます)のいずれかに違反したことがある又は違反したおそれがある場合
- ⑤ 本規約等のいずれかに違反するおそれがある場合
- ⑥ 利用料(第26条第1項に定めます。)その他のドコモに対する債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合
- ⑦ その他ドコモが不相当と判断した場合

### 第3条(制限事項)

- (1) ドコモは、本アプリのバージョンアップ版を提供する場合があります、お客さまご自身でバージョンアップ版をダウンロードいただく必要があります。この場合、お客さまがバージョンアップを行うまでの間又は本アプリのバージョンアップ後に本アプリの画面表示に従って所定の操作を完了するまでの間、セキュリティ機能の全部又は一部をご利用いただけなくなる場合があります。また、バージョンアップを行う前にお客さまの本アプリ内に蓄積されていた設定データなどの全部または一部が消去される場合があります。
- (2) 本アプリは、定期的にウイルス定義ファイル、電話番号判定のためのデータベース及びダークウェブモニタリングのためのデータベース等の更新の有無を自動的に確認し、随時ウイルス定義ファイル、電話番号判定のためのデータベース及びダークウェブモニタリングのためのデータベース等を更新する機能を有していますが、当該更新のタイミングにおいてお客さまの本サービス対応端末が通信可能な状態にない場合などには、ウイルス定義ファイル、電話番号判定のためのデータベースまたはダークウェブモニタリングのためのデータベースの更新等が実施されない場合があります。
- (3) FOMA/Xi/5G 契約にかかるドコモ UIM カードが挿入されていない場合、本サービスでご利用のdアカウント等について、本サービス対応端末において d アカウント規約に基づく d アカウント設定(以下「dアカウント設定」といいます。)がなされていない場合、通信可能な状態にない場合などには、本アプリのダウンロードやバージョンアップができない場合があります。
- (4) セキュリティスキャンの実行中、OS チェックの実行中、アプリチェックの実行中、ウイルス定義ファイルの更新中、危険サイト対策の実行中、危険 Wi-Fi 対策の実行中、迷惑電話対策の実行中、電話番号判定のためのデータベース更新中、ダークウェブモニタリングのためのデータベース更新中などにおいて、お客さまの本サービス対応端末のレスポンスや通信速度が低下する場合があります。
- (5) 本アプリのバージョンアップ版のダウンロード中、ウイルス定義ファイルの更新中、セキュリティスキャンの実行中、OS チェックの実行中、アプリチェックの実行中、危険サイト対策の実行中、危険 Wi-Fi 対策の実行中、迷惑電話対策の実行中、電話番号判定のためのデータベース更新中、ダークウェブモニタリングのためのデータベース更新中などに通信が切れた場合、提供元会社サーバが利用できない場合、お客さまの本サービス対応端末に本アプリの動作に支障を及ぼすアプリ(本サービスと同種の機能を有するアプリ、タスクマネージャ機能を有するアプリなど)がインストールされている場合、FOMA/Xi/5G 契約にかかるドコモ UIM カードが挿入されていない場合、本サービス対応端末に本サービスでご利用のdアカウント等にかかるdアカウント設定がなされていない場合など、本アプリが正常に動作しない場合があります。

## 第4条(セキュリティスキャンについて)

- (1) セキュリティスキャンにおいて検知が可能なウイルスなどのセキュリティの脅威は、セキュリティスキャン利用時点でお客様の本サービス対応端末に記録されている、McAfee 社が提供するウイルス定義ファイルにより対応可能な脅威又は McAfee 社サーバに記録されている脅威のみであり、その他全ての脅威を検知することを保証するものではなく、当該ウイルス定義ファイル又は当該サーバ記録に含まれない未知の脅威など、対応できない場合があります。
- (2) お客様がセキュリティスキャンにおいて検知されたウイルスを削除される場合、お客様の本サービス対応端末に記録されている他のファイル、データも削除される場合があります。
- (3) 第 28 条に基づき本有料契約が解約等された場合、本契約は引き続きその効力を有しますが、本アプリのバージョンアップができなくなるため、セキュリティスキャンが正常に動作しない場合があります。

## 第5条(OS チェックについて)

OS チェックは、ドコモのデータベース(以下「OS チェック用データベース」といいます。)に基づき、お客様が利用する本サービス対応端末の OS が最新のものをチェックする機能です。但し、OS チェック用データベースに登録されている情報は最新の情報とは限らないため、正確な判定を保証するものではありません。

## 第6条(危険サイト対策について)

- (1) 危険サイト対策の対象となるのは、McAfee 社の定める URL 情報(URL 全体又はドメイン等 URL の部分的情報も含むものとし、以下同様とします。)のリストにより対応可能なアクセス先のみであり、その他全ての危険なアクセス先に対して保護機能が有効となることを保証するものではありません。
- (2) 危険サイト対策をご利用中は、お客様のアクセスした URL が危険であるかを判定するため、危険サイト対策機能が搭載されているアプリが McAfee 社サーバに当該アクセス先の URL 情報を通知します。お客様は、危険サイト対策のご利用にあたり、危険サイト対策機能が搭載されているアプリがかかる通知を行うこと及びお客様がアクセスした URL が危険であると判断された場合には、当該アクセスのブロックを行うことを承諾するものとします。
- (3) 一部のサービス対応端末については、危険サイト対策による警告の表示が遅れる場合、アクセスの方法等によって危険サイト対策が機能せず警告が表示されない場合があります。
- (4) iOS 搭載端末において、危険サイト対策の対象となるのは、ブラウザを含む全アプリからのアクセスになります。iOS 搭載以外の端末において、危険サイト対策の対象となるのはドコモが別に定めるブラウザ(以下「対応ブラウザ」といいます。)及びドコモが別に定める対応 SNS アプリでのアクセスとなります。但し、対応ブラウザを利用している場合であっても、当該対応ブラウザの設定等により危険サイト対策が機能せず警告が表示されない場合があります。

## 第7条(アプリチェックについて)

- (1) アプリチェックにおいて検知が可能なお客様の個人データを取得する機能が搭載されているアプリは、McAfee 社サーバにアプリ情報が記録されているアプリのみであり、その他お客様の個人データを取得する機能が搭載されているアプリを全て検出することを保証するものではありません。
- (2) アプリチェックは、検知することができたお客様の個人データを取得する機能が搭載されているアプリを一覧表示することで、お客様の当該アプリの利用に関する注意喚起を促すものです。ウイルス(マルウェア)を検出・駆除等を行ったり、お客様の個人データの送信を停止したりする機能ではありません。

## 第 8 条(危険 Wi-Fi 対策について)

危険 Wi-Fi 対策の対象となるのは、McAfee 社の定める基準により対応可能な Wi-Fi ネットワークへの接続のみであり、その他全ての Wi-Fi ネットワークへの接続を検知することを保証するものではありません。

## 第 9 条(迷惑メールおまかせブロックについて)

- (1) 特定メールアドレスから送信されたドコモメール等のみを受信する機能、及び迷惑メールと判定されたドコモメール等のうち、特定メールアドレスから送信されたドコモメール等について当該迷惑メール判定を解除し迷惑メールフォルダに振り分けない機能のご利用には、事前にドコモ電話帳サービスのクラウド利用設定を ON にする必要があります。当該クラウド利用設定が OFF になっている場合又はクラウド電話帳データ内にメールアドレスが含まれていない場合で、特定メールアドレスから送信されたドコモメール等のみを受信する機能、又は迷惑メールと判定されたドコモメール等のうち、特定メールアドレスから送信されたドコモメール等について当該迷惑メール判定を解除し迷惑メールフォルダに振り分けない機能を利用する設定にしている場合には、全てのドコモメール等が迷惑メールフォルダに振り分けられます。
- (2) 迷惑メールおまかせブロックと、『sp モードご利用細則「2.sp モード電子メールについて」(5)メール受信方法の設定』若しくは『ドコモメール持ち運び利用規約「第 3 条(本サービスの内容等)(9)メール受信方法の設定』若しくは『ドコモメールオプションご利用規約「第 3 条 (本サービスの内容等)(9)メール受信方法の設定」に定める受信方法の設定(以下総称して「受信拒否設定」といいます。)]を併用している場合、又は特定メールアドレスから送信されたドコモメール等のみを受信する設定にしている場合を除き、迷惑メールおまかせブロックの設定よりも当該受信拒否設定が優先されます。
- (3) 迷惑メールは、ドコモが別に定める最大容量、メール通数又は保存期間に基づき迷惑メールフォルダに保存されます。これらの条件のいずれかを超過することとなる場合、最も古い迷惑メールから順番に当該超過が解消されるまで削除されます。なお、迷惑メールフォルダに保存された迷惑メールは、本有料契約が解約、解除その他の事由により終了した後も、保存期間を超過するまで保存されます。
- (4) 一定額到達通知サービスのお知らせメールや d アカウント等の ID/パスワード通知メール等、ドコモが別に定める内容のドコモメール等については、特定メールアドレスから送信されたドコモメール等のみを受信する機能を利用している場合であっても受信されます。
- (5) 迷惑メールの判定は、ドコモが別に定める判定基準又は Hornetsecurity 株式会社が別に定める判定基準のみであり、その他全ての迷惑メールを正しく判定することを保証するものではありません。

## 第 10 条(迷惑電話対策について)

- (1) 迷惑電話対策は迷惑電話の蓋然性が高い電話番号であることをお客さまに通知するものであり、詐欺などの犯罪又は第三者からのいやがらせ等を排除するサービスではありません。
- (2) 迷惑電話対策は迷惑電話の蓋然性の高い電話番号を判定するサービスではあるものの、迷惑電話の蓋然性の高い全ての電話番号につき判定の対象となることを保証するサービスではありません。
- (3) 迷惑電話対策において迷惑電話の蓋然性が高いと判定された電話番号が、必ずしもお客さまが認識する迷惑電話の電話番号と一致するものではありません。
- (4) 発信者番号の通知がない場合(「非通知設定」、「公衆電話」、「通知不可能」等)、迷惑電話の蓋然性の高い電話番号であるかの判定結果の提供がなされません。
- (5) 迷惑電話対策はドコモの電気通信設備を通じて提供される音声通話サービスのみを対象とし、パケット通信を

- 利用した通話アプリ(LINE、SKYPE などを含みますがそれらに限られません。)等は本サービスの対象外です。
- (6) ドコモの「キャッチホン」サービス等による通話中の着信については、迷惑電話対策の対象外です。

## 第 11 条(ダークウェブモニタリングについて)

- (1) ダークウェブモニタリングは、ダークウェブモニタリング対象情報を F-Secure Inc. のサーバへ送信し、F-Secure Inc.が提供するデータベース(以下「ダークウェブモニタリング用データベース」といいます。)を利用して、インターネット上での流出が検知された情報としてダークウェブモニタリング用データベースに登録されている情報とダークウェブモニタリング対象情報が一致するかを確認し、一致する場合に通知を行うものです。なお、ダークウェブモニタリング用データベースに登録されている情報は最新の情報とは限らないため、当該通知はダークウェブモニタリング対象情報の流出から長期期間経過後となる場合があります。また、当該通知に含まれる対処方法その他ダークウェブモニタリング対象情報の流出に関連する情報については、一般的に想定される対処方法等をご案内するものであり、その実行等についてはお客さまのご判断と責任により行ってください。
- (2) ドコモは、ダークウェブモニタリングにてモニタリングできる機能は、ダークウェブモニタリング用データベースに登録されている情報のみであり、インターネットにおける全ての流出情報を検知し通知することを保証するものではありません。また、当該通知に含まれる対処方法等については、前項記載のとおり、お客さまのご判断と責任により行っていただくものであり、ドコモによる実行等はなされません。

## 第 12 条(迷惑 SMS 対策について)

- (1) 本サービス対応端末のうち、AndroidOS 搭載端末については、ドコモが別に定める「+メッセージ利用規約」に基づき提供される+メッセージアプリをインストールする必要があります。また、本サービス対応端末のうち iOS を搭載する端末については、端末の設定アプリ上でドコモが別に定める設定を実施していただく必要があります。なお、+メッセージアプリ又は Apple,Inc.が提供するメッセージアプリ(以下「メッセージアプリ」といいます。)の設定状況等によっては、ご利用に制限が生じる場合があります。
- (2) SMS フィルタリング機能提供のため、お客さまがご利用の本サービス対応端末で受信した SMS の送信元、本文、受信日時、メッセージ種別及び+メッセージアプリ又はメッセージアプリ名の情報(以下総称して「迷惑 SMS 対策対象情報」といいます。)は、トビラシステムズのサーバへ送信され、暗号化された状態で保管されます。
- (3) ドコモは、SMS フィルタリング機能について、全ての迷惑判定及び振り分け結果が適切に行われることを保証するものではありません。
- (4) 本条第2項に基づきトビラシステムズのサーバへ送信された迷惑 SMS 対策対象情報のうち迷惑 SMS であると判定されなかった情報は、送信後一定期間経過後にトビラシステムズにおいて全て削除されます。

## 第 13 条(不正 SMS 補償サービスについて)

- (1) お客さまは、第 15 条(不正 SMS 補償サービスの補償開始日)に定める不正 SMS 補償の開始日以降に、第三者が不正に本サービス対応端末を利用して SMS を送信することによりお客さまに通信費が発生した場合について、第 16 条(不正 SMS 補償の補償請求方法)に基づくお客さまの請求に応じて付帯保険に定める条件に従い当該不正な SMS の通信費にかかる補償を受けることをサービス内容とする不正 SMS 補償サービスを利用することができるものとします。

- (2) お客さまは本規約及び本サービスに関する情報を掲載したドコモのインターネットウェブサイト <[https://www.docomo.ne.jp/service/anshin\\_security\\_standard\\_plan/](https://www.docomo.ne.jp/service/anshin_security_standard_plan/)>(当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、ドコモがその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。以下「本サービスサイト」といいます。)上で定める「不正 SMS 補償 付帯保険のご案内」の内容に従って、不正 SMS 補償サービスをご利用いただけます。
- (3) お客さまは、第 28 条(本有料契約の解約等)により、有料契約者としての地位に基づく権利を喪失したとき、又は本有料契約が終了したときは、不正 SMS 補償サービスを利用する権利についても当然に失います。
- (4) 不正 SMS 補償サービスによる補償は、当該サービスにかかるご契約番号1番号につき、不正 SMS 被害を申告した日(以下、「不正 SMS 申告日」といいます。)を基準として、当該不正 SMS 被害を含めて 1 件を対象とし、不正 SMS 申告日を基準として 1 年以内に再度不正 SMS 申告があっても、再度の不正 SMS 被害により生じた費用の補償は行わないものとします。
- (5) お客さまが、不正 SMS の被害についてドコモが別に定める提供条件書に規定する「マルウェア感染による SMS 大量送信被害に係る特別対応」を利用し、その補償請求が行われた場合は、当該不正 SMS 被害についての費用は、不正 SMS 補償サービスに基づく補償の対象外とします。

## 第 14 条(不正 SMS 補償サービスの提供関係者)

ドコモは、不正 SMS 補償サービスの提供にかかる業務のうち、お客さま対応の窓口業務を含む一部の業務をドコモ・サポート株式会社に委託するものとします。

## 第 15 条(不正 SMS 補償サービスの補償開始日)

ドコモは、不正 SMS 補償サービスにつき、本有料契約の成立日の翌日を「補償開始日」と定めます。

## 第 16 条(不正 SMS 補償サービスの補償請求方法)

- (1) お客さまは、不正 SMS 補償サービスによる補償を希望する場合、本サービスサイト上で定める「不正 SMS 補償 付帯保険のご案内」に従い、お客さま本人(法人その他の団体の場合は、その職員等とします。)からその請求を行うものとします。
- (2) お客さまは、東京海上日動社へ補償にかかる保険金請求に必要な書類、資料等の提出を行うものとします。

## 第 17 条(端末セキュリティ事故補償サービスの概要)

- (1) お客さまは、第 19 条(端末セキュリティ事故補償サービスの補償開始日)に定める端末セキュリティ事故補償の開始日以降に、マルウェア感染や不正アクセス等により本サービス対応端末が故障等の被害を受けた場合、第 20 条(端末セキュリティ事故補償サービスの補償請求方法)に基づくお客さまの請求に応じて付帯保険に定める条件に従い費用の補償を受けることをサービス内容とする端末セキュリティ事故補償サービスを利用することができるものとします。
- (2) お客さまは本規約及び本サービスサイト上で定める「端末セキュリティ事故補償 付帯保険のご案内」の内容に従って、端末セキュリティ事故補償サービスをご利用いただけます。
- (3) お客さまは第 28 条(本有料契約の解約等)に従い有料契約者としての地位に基づく権利を喪失したとき、又は本有料契約が終了したときは、端末セキュリティ事故補償サービスを利用する権利についても当然に失います。

- (4) 端末セキュリティ事故補償サービスに基づく補償は、当該サービスにかかるご契約番号1番号につき、マルウェア感染や不正アクセス等による本サービス対応端末の故障等が発生した日(以下、「対象端末故障等発生日」といいます。)を基準として、当該故障等も含めて1件を対象とし、対象端末故障等発生日を基準として、過去1年以内に再度本サービス対応端末等の故障が発生した場合でも、被害を受けた費用の補償は行わないものとします。

## 第 18 条(端末セキュリティ事故補償サービスの提供関係者)

ドコモは、端末セキュリティ事故補償サービスの提供にかかる業務のうち、お客さま対応の窓口業務を含む一部の業務をドコモ・サポート社に委託するものとします。

## 第 19 条(端末セキュリティ事故補償サービスサービスの補償開始日)

ドコモは、端末セキュリティ事故補償サービスにつき、本有料契約の成立日の翌日を「補償開始日」と定めます。

## 第 20 条(端末セキュリティ事故補償サービスの補償請求方法)

- (1) お客さまは、端末セキュリティ事故補償サービスによる補償を希望する場合、本サービスサイト上で定める「端末セキュリティ事故補償 付帯保険のご案内」に従い、お客さま本人(法人その他の団体の場合は、その職員等とします。)からその請求を行うものとします。
- (2) お客さまは、東京海上日動社へ補償にかかる保険金請求に必要な書類、資料等の提出を行うものとします。

## 第 21 条(スマホ不正決済補償サービスについて)

- (1) お客さまは、第 23 条(スマホ不正決済補償サービスの補償開始日)に定める不正決済補償の開始日以降に、ご利用の QR コード決済サービスや後払い式電子マネーが不正使用されたことで被害を受けた場合に、第 24 条(スマホ不正決済補償の補償請求方法)に基づくお客さまの請求に応じて付帯保険に定める条件に従い費用の補償を受けることをサービス内容とするスマホ不正決済補償サービスを利用することができるものとします。
- (2) お客さまは本規約及び本サービスサイト上で定める「決済手段別の不正決済補償可否」及び「スマホ不正決済補償 付帯保険のご案内」の内容に従って、スマホ不正決済補償サービスをご利用いただけます。
- (3) お客さまは第 28 条(本有料契約の解約等)に従い有料契約者としての地位に基づく権利を喪失したとき、又は本有料契約が終了したときは、スマホ不正決済補償サービスを利用する権利についても当然に失います。
- (4) スマホ不正決済補償サービスに基づく補償は、当該サービスにかかるご契約番号1番号につき、不正決済の発生した日(以下、「不正決済発生日」といいます。)を基準として、当該不正決済を含めて 1 件を対象とし、不正決済発生日を基準として過去1年以内に再度不正決済発生があっても、被害を受けた費用の補償は行わないものとします。
- (5) お客さまが不正決済について、「smart あんしん補償ご利用規約」に基づくスマホ不正決済補償サービスを利用し、その補償請求が行われた場合は、当該不正決済により被害を受けた費用はスマホ不正決済補償サービスの対象外とします。

## 第 22 条(スマホ不正決済補償サービスの提供関係者)

ドコモは、スマホ不正決済補償サービスの提供に係る業務のうち、お客さまを対応する窓口業務を含む一

部の業務をドコモ・サポート株式会社に委託するものとします。

## 第 23 条(スマホ不正決済補償サービスの補償開始日)

ドコモは、スマホ不正決済補償サービスにつき、本有料契約の成立日の翌日を「補償開始日」と定めます。

## 第 24 条(スマホ不正決済補償サービスの補償請求方法)

- (1) お客さまは、スマホ不正決済補償サービスによる補償を希望する場合、本サービスサイト上で定める「スマホ不正決済補償 付帯保険のご案内」に従い、お客さま本人(法人その他の団体の場合は、その職員等とします。)からその請求を行うものとします。
- (2) お客さまは、東京海上日動社へ補償にかかる保険金請求に必要な書類、資料等の提出を行うものとします。

## 第 25 条(d アカウント等の ID/パスワードについて)

- (1) お客さまがご利用の本サービス対応端末において、セキュリティ機能を利用する場合には、d アカウント等の ID 及びパスワードの入力が必要となる場合があります。
- (2) d アカウント等の ID 及びパスワードが入力されてセキュリティ機能の利用がなされた場合、当該利用はお客さまによりなされたものとみなします。

## 第 26 条(利用料の支払等について)

- (1) 有料契約者は、本有料契約の対価(以下「利用料」といいます。)として、本有料契約の成立日から終了日の前日までの期間(本有料契約の成立日と終了日が同日の場合は 1 日間とし、以下「利用料算定期間」といいます。)について、月額550円(税込)をドコモにお支払いいただきます。なお、ドコモ回線契約者である有料契約者が、FOMA/Xi/5G 契約について身体障がい者等割引(ハーティ割引)の適用を受けている場合であっても、利用料には割引は適用されません。本有料契約を締結せず、セキュリティスキャンのみをご利用になるお客さまは、利用料はかかりません。
- (2) iOS 搭載端末をご利用のお客さまは、第 2 条第 1 項に定める本サービスの機能のうち①及び③の機能をご利用いただけませんが、有料機能及び付帯保険をご利用いただくためには、前項に定める利用料をドコモにお支払いいただく必要があります。また、AndroidOS 搭載端末をご利用のお客さまは、第 2 条第 1 項に定める本サービスの機能のうち②の機能をご利用いただけませんが、有料機能及び付帯保険をご利用いただくためには、前項に定める利用料をドコモにお支払いいただく必要があります。
- (3) 本条第 1 項の規定にかかわらず、お客さまが、本有料契約及びドコモが別に定める「あんしんセキュリティご利用規約」に基づく有料契約を締結している場合に限り、利用料から月額110円(税込)相当額を自動的に減額します。
- (4) 各暦月において、利用料算定期間及び本条第 3 項の適用を受ける期間(以下、総称して「利用料算定期間等」といいます。)が 1 ヶ月に満たない場合、利用料は、利用料算定期間等と当該月の暦日数に応じて日割計算します。なお、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (5) ドコモ回線契約者である有料契約者は、利用料について、本サービスをご利用の FOMA/Xi/5G 契約のご利用料金と合わせて、契約約款その他ドコモが別途定める方法によりお支払いいただきます。また、当該 FOMA/Xi/5G 契約が終了となる場合において、有料契約者が本サービスの継続利用を申込み場合であって、ドコモが別途指定したときは、FOMA/Xi/5G 契約のご利用料金の支払い方法を利用料の支払い方法として引

き継ぐものとしします。

- (6) 有料契約者は、ご利用の端末がドコモの定める本サービスの提供条件を満たしていない場合、本アプリが正常に動作しない場合などにより、本サービスの全部又は一部をご利用ができない場合であっても、本条の定めに従い利用料をお支払いいただく必要があります。但し、有料契約者の責めによらない理由により有料機能を全て利用できない状態が生じた場合に、そのことをドコモが認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときは、そのことをドコモが認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります)については、利用料の支払いを要しません。ドコモは、支払いを要しないこととされた利用料が既に支払われているときは、その利用料を返金します。
- (7) 有料契約者が利用料をその支払期日までにお支払いいただけない場合(本条第 12 項に定義する請求事業者に対してお支払いいただけない場合を含みます)、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。但し、支払期日翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。なお、ドコモは、延滞利息の支払い義務が発生している FOMA/Xi/5G 契約につき、当該有料契約者が他に支払いを要する料金が無い場合は、延滞利息を請求しない場合があります。
- (8) 本規約に別段の定めがある場合を除き、利用料の請求、支払義務等については、契約約款の規定のうち、「付加機能使用料」について適用される規定を準用するものとしします。
- (9) セキュリティ機能のご利用には、一部を除き、パケット通信料/データ通信料がかかります(アプリ及びそのバージョンアップ版のダウンロード時、ウイルス定義ファイルの更新時、セキュリティスキャンの実行中、アプリチェックの実行中、危険サイト対策実行中、危険 Wi-Fi 対策実行中、迷惑電話対策実行中、電話番号判定のためのデータベース更新中における提供元会社サーバとの通信時などを含みますが、これらに限りません)。また、ウイルス定義ファイルや電話番号判定のためのデータベースの更新が無い場合でも、その更新の有無を確認するための通信について都度別途パケット通信料/データ通信料がかかります。
- (10)ドコモ回線契約者がセキュリティ機能を海外でご利用になる場合、一部の場を除き、すべての通信に対し、契約約款に定める国際アウトローミング通信料がかかります。この場合、お客さまがパケット定額/データ定額サービスをご契約されていても、パケット定額/データ定額サービスの適用対象外となります(海外パケ・ホーダイが適用となる場合を除きます)。
- (11)有料契約者は、ドコモが利用料債権その他の本有料契約に基づく債権を、ドコモが定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することを承認していただきます。この場合において、ドコモは、有料契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとしします。

## 第 27 条(d ポイント/ドコモポイントの進呈等について)

有料契約者であり、かつドコモが別に定める「d ポイントクラブ会員規約」に基づき提供される会員制度「d ポイントクラブ」の会員である場合に限り、当該有料契約者に対して d ポイントが進呈されます。なお、当該 d ポイントの進呈及び進呈された d ポイントの利用に関する条件等は、「d ポイントクラブ会員規約」の提供条件に定めるところによります。

## 第 28 条(本有料契約の解約等)

- (1) 有料契約者は、本有料契約の解約を希望される場合、ドコモが別に定める手続きにより本有料契約を解約することができます。なお、ドコモ回線契約者である有料契約者の本有料契約にかかる FOMA/Xi/5G 契約について、解約、名義変更・承継によるご契約者の変更、電話番号保管等が発生した場合には、本有料契約は自動的に解約となります。但し、この場合においても、本契約は引き続きその効力を有します。

- (2) ドコモは、有料契約者に次の各号に該当する事由が生じた場合、有料契約者に対する事前の通知を行うことなく、本有料契約の全部又は一部を解除することができるものとします。但し、この場合においても、本契約は引き続きその効力を有します。
- ① 本有料契約の申込内容が事実と反していることが判明した場合
  - ② 第30条(有料機能の利用停止)第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、有料契約者による有料機能の利用が停止された場合において、当該事由がドコモの業務に支障を及ぼすおそれがある場合、又はドコモが指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しない場合
  - ③ 第32条(禁止事項)に違反した場合
  - ④ 本規約又は契約約款に基づく義務を履行する見込みがないと認められる場合
  - ⑤ 支払期日を経過しても利用料が支払われない場合(請求事業者に対してお支払いいただけない場合を含みます)その他有料契約者が本規約等に違反した場合
  - ⑥ ドコモの業務遂行に支障を及ぼす場合
  - ⑦ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由がある場合
- (3) 本有料契約が解約、解除その他の事由により終了した場合、本有料契約の各種機能等により登録された情報は全て削除されます。

## 第29条(本サービスの中断・中止等)

次の各号に該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供が中断・中止されることがあります。この場合、ドコモは、ドコモが適当と判断する方法で事前にお客さまにその旨を通知又はドコモのホームページ上に掲示します。但し、緊急の場合又はやむを得ない事情により通知又は掲示できない場合は、この限りではありません。

- ① 本サービスに係るシステム(提供元会社サーバを含み、以下同じとします)の保守・点検のために必要な場合
- ② 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの提供ができない場合
- ③ 本サービスに係るシステムの障害等により、本サービスの提供ができなくなった場合
- ④ 運用上又は技術上やむを得ず本サービスの一時中断が必要であると判断される場合
- ⑤ その他合理的に必要と認められる場合

## 第30条(有料機能の利用停止)

- (1) ドコモは、有料契約者に次の各号に該当する事由が生じた場合、有料契約者に対する事前の通知を行うことなく、有料契約者による有料機能の全部又は一部のご利用を停止することができるものとします。
- ① 支払期日を経過しても利用料が支払われない場合(請求事業者に対してお支払いいただけない場合を含みます)その他有料契約者が本規約等に違反した場合
  - ② ドコモ回線契約者である有料契約者が、本有料契約にかかる FOMA/Xi/5G 契約について、FOMA サービス、Xi サービス又は 5G サービスの利用を停止された場合
  - ③ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があった場合
  - ④ その他ドコモの業務遂行に支障を及ぼす場合
- (2) ドコモは、有料契約者に対し、前項の措置に代えて、又は前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。但し、本項の定めは、ドコモが第31条(本有料契約の解約等)に基づき本有料契約を解約することを妨げるものではありません。前項に基づきドコモが有料契約者による有料機能の利用を停止した場合であっても、有料契約者は利用料の支払義務を免れることはできません。

## 第 31 条(本サービスの変更、追加、廃止)

- (1) ドコモは、ドコモが適当と判断する方法によりお客さまに事前に通知又は周知することにより、本サービスの全部若しくは一部を変更、追加又は廃止することができるものとします。なお、本サービスの各機能の内、有料機能を全て廃止した場合には、お客さまとドコモとの間の本有料契約は終了するものとします。
- (2) ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さまへドコモが適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
  - ① 本規約の変更が、ご利用者の一般の利益に適合するとき
  - ② 本規約の変更が、本契約又は本有料契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

## 第 32 条(禁止事項)

お客さまは、本サービスのご利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

- ① ドコモ若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するそれのある行為
- ② 第三者のプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ③ ドコモ又は提供元会社の設備(提供元会社サーバを含みます)に無権限でアクセスすること、過度な負担を与えること、本サービスの提供を不能にすること、その他本サービスの提供若しくは運営に支障を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ ドコモの営業活動を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
- ⑤ ドコモ若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- ⑥ 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- ⑦ 本サービスを利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法の如何を問わず第三者の利用に供する行為
- ⑧ 本アプリを本サービス対応端末以外の端末(本サービス対応端末を不正に改造した端末を含みます)で利用する行為
- ⑨ 本アプリの逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為
- ⑩ 本アプリに付されている著作権表示及びその他の権利表示を削除又は改変する行為
- ⑪ 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑫ 本サービスを不正の目的をもって利用する行為
- ⑬ コールセンタースタッフに対する脅迫的言動、誹謗、中傷、若しくは性的嫌がらせ等の行為
- ⑭ 執拗に業務を妨害する等の悪質な行為
- ⑮ 上記の他、法令、契約約款等、本規約等若しくは公序良俗に違反する行為、又は違反するおそれのある行為

## 第 33 条(反社会的勢力の排除)

お客さまは下記のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)であること

- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

## 第 34 条(注意事項)

- (1) お客さまのご利用の方法によっては、定期的な通信によりパケット通信量／データ通信量が増え、本サービス対応端末の消費電力が増加し、連続通話(通信)時間・連続待受時間が短くなる場合があります。
- (2) 本サービス利用中、万一犯罪などにより生命や財産等に被害又は損害を被ったとしても、ドコモは、本規約等によるほかは、責任を負いません。
- (3) ドコモが本サービスにて提供する情報及び本アプリの著作権は、ドコモ又はその他の第三者に帰属し、本契約及び本有料契約は、お客さまに対する何らの権利移転等を意味するものではありません。お客さまは、当該著作物を私的かつ非営利目的で本サービスを利用する目的に限り使用できるものとし、当該目的以外に使用してはならないものとします。また、お客さまは、著作権者の許可なく当該著作物の全部又は一部を複製・複写・転載・改変し、又は販売、再配布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、利用許諾等を行うことはできません。
- (4) お客さまは、本アプリを日本国外に持ち出す場合等、日本国又は諸外国の輸出入に関する法令等(以下「輸出入関連法規」といいます。)の適用を受ける場合には、輸出入関連法規を遵守するものとします。なお、お客さまは本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客さまのご自身の責任でこれを解決するものとします。

## 第 35 条(ドコモの責任)

- (1) 本サービス対応端末、本アプリのバージョン又は本サービス対応端末の OS のバージョンアップの有無等によって、お客さまがご利用できる各機能の内容が異なる場合があります、ドコモはお客さまに対して本サービスの各機能の全ての利用を保証するものではありません。
- (2) ドコモは、本サービス又は本アプリの完全性・有用性・正確性・即時性・安全性等を保証するものではなく、必ずしもお客さまの特定の利用目的や要求に対する適合性を保証するものではありません。また、ドコモは、本アプリが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、本アプリが正常に動作することを保証するものではありません。
- (3) ドコモは、本アプリに契約不適合が発見された場合、ドコモのホームページに掲載し、又はその他ドコモが適当と認める方法により、お客さまに対し契約不適合のある旨を周知又は通知するとともに、契約不適合のない本アプリを提供するか、又は当該契約不適合を修補すべく努めますが、その実現を保証するものではありません。
- (4) ドコモが本サービス又は本アプリに関してお客さまに対して損害賠償責任を負う場合であっても、ドコモが賠償をする損害は、通常かつ直接の損害(本有料契約の有無にかかわらず、有料契約者が支払うべき利用料の 1 ヶ月分に相当する金額を上限とします。)に限るものとし、ドコモは、如何なる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。但し、ドコモの故意又は重過失による場合はこの限りではありません。
- (5) 前項の規定にかかわらず、ドコモは、有料機能が提供されるべき場合において、ドコモの責めに帰すべき事由によりその提供がなされなかったときは、その有料機能が全く利用できない状態にあることをドコモが認知した

時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、有料機能が全く利用できない状態にあることをドコモが認知した時刻以後のその状態が継続した期間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料(第 26 条第 7 項に準じて計算します)を損害とみなし、その額に限って賠償します。本項の規定は、ドコモの故意又は重大な過失により有料機能を提供しなかったときは適用しません。

## 第 36 条(通知)

ドコモは、本契約又は本有料契約に関するお客さまへの通知又は周知を、ドコモが適当と判断する方法により行います。なお、ドコモが、次の各号に定める方法でお客さまへの通知を行った場合、当該通知は通常到達すべきときにお客さまに到達したものとみなします。

- ① ドコモ回線契約者のお客さまが FOMA/Xi/5G 契約に関してドコモに届け出ている住所又は請求書送付先への郵送による通知
- ② お客さまが d アカウント等の ID として利用している連絡先メールアドレス又は d アカウント等に関して登録している連絡先メールアドレスへの電子メールへの送信による通知
- ③ その他ドコモが適当と判断する方法による通知

## 第 37 条(権利譲渡等の禁止)

お客さまは、ドコモの事前の書面による同意なしに、本契約又は本有料契約に関するお客さまの権利又は義務を譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

## 第 38 条(個人情報の取扱い)

ドコモは、お客さまの情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

## 第 39 条(準拠法)

本契約及び本有料契約の効力・履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

## 第 40 条(紛争解決)

本契約又は本有料契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又はお客さまの住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則(2024 年 12 月 11 日)

この規約は、2024 年 12 月 11 日から実施します。

附則(2025 年 4 月 10 日)

この改正規約は、2025 年 4 月 10 日から実施します。

附則(2025 年 10 月 1 日)

この改正規約は、2025 年 10 月 1 日から実施します。

附則(2025 年 10 月 22 日)

この改正規約は、2025 年 10 月 22 日から実施します。